



報道関係者 各位

令和7年10月31日

【照会先】

和歌山労働局労働基準部監督課

監督課長 中前 英人

過重労働特別監督監理官 小林 敏行

(電話) 073 (488) 1150

## 11月に「過重労働解消キャンペーン」を実施します

～11月11日（火）労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します～

厚生労働省では、毎年11月を「過労死等防止啓発月間」と定め、過労死等をなくすため「過重労働解消キャンペーン」や「過労死等防止対策推進シンポジウム」などの取組を実施しています。そして、「過重労働解消キャンペーン」では、期間中、長時間労働や賃金不払残業の解消に向けた重点的な監督指導、過重労働に関する相談の集中受付や全国一斉の無料電話相談「過重労働解消相談ダイヤル」など、各種取組を行います。

和歌山労働局（局長 <sup>なかやま</sup> 中山 <sup>はじめ</sup> 始）では、労働局長から労使等関係団体に対し、長時間労働削減を始めとする働き方改革に向けた取組などについての要請を行うとともに、長時間労働削減など働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる県内「ベストプラクティス企業」を訪問し、経営トップらと労働局長が意見交換及び工場内視察を実施し、取組事例の収集及び紹介を行います。

### 労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換

労働局長自らが、長時間労働削減など働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組んでいる企業（ベストプラクティス企業）の経営トップらと意見交換を行い、働きやすい職場環境づくりへの思いや取組事例を収集し、報道等を通じて地域に取組事例等を紹介します。

ベストプラクティス企業      福原ニードル株式会社

日 時      令和7年11月11日（火）14時30分～      （報道受付14時20分）

場 所      福原ニードル株式会社

（和歌山県西牟婁郡白浜町堅田2753-1）



※ 報道機関の皆様方におかれましては、積極的に取材していただければ幸いです。  
当日の取材につきましては、和歌山労働局監督課（073-488-1150）までご連絡をお願いします。

## 【過重労働解消キャンペーンの詳細】

過労死等防止対策については、過労死等防止対策推進法（平成 26 年法律第 100 号。）及び「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）に基づき取組を行っています。

しかしながら、過労死等の労災支給決定件数は近年増加傾向にあり、また、本年 4 月 1 日から工作物の建設の事業、自動車運転の業務、医業に従事する医師等についても時間外労働の上限規制が適用されたこと等を踏まえ、その遵守徹底とともに、労使を始め、取引先等の関係者に対して広く周知・啓発を行うこと等を通じ、引き続き、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた機運の醸成を行う必要があります。

このため、厚生労働省では、「過労死等防止啓発月間」の一環として「過重労働解消キャンペーン」を 11 月に実施し、長時間労働の削減等の過重労働解消に向けた取組を推進するため、使用者団体・労働組合への協力要請、リーフレットの配布などによる周知・啓発等の取組を集中的に実施します。

### 1 キャンペーン期間

令和 7 年 11 月 1 日（土）から 11 月 30 日（日）までの 1 か月間

### 2 実施事項

#### （1）労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換を実施します

和歌山労働局では、令和 7 年度、和歌山県内で長時間労働削減に向けて積極的に取り組んでいる企業「ベストプラクティス企業」に福原ニードル株式会社を選定しました。

和歌山県内の過重労働解消に向けた機運の醸成を図ることを目的として、「ベストプラクティス企業」の経営トップらと労働局長が意見交換等を実施し、長時間労働の削減や働きやすい職場環境づくり等の取組事例を紹介します。

|             |                                               |
|-------------|-----------------------------------------------|
| ベストプラクティス企業 | 福原ニードル株式会社（製造業）                               |
| 日 時         | 令和 7 年 11 月 11 日（火）14 時 30 分～                 |
| 場 所         | 福原ニードル株式会社 会議室<br>(和歌山県西牟婁郡白浜町堅田 2 7 5 3 - 1) |

#### （2）労使の主体的な取組を促します

県内の労使等関係団体に協力要請を行い、長時間労働削減や年次有給休暇取得促進を始めとする「働き方改革」に向けた取組に加え、大企業・親事業者による下請事業者に対する「しわ寄せ」の防止についての取組を、当該団体を通じて県内に周知啓発するほか、説明会や事業場への指導の場の機会を捉えて関係者に対して促します。

**(3) 重点監督を実施します**

長時間労働が疑われると考えられる事業場等に対し、重点的に監督指導を行います。

**(4) 労働相談を実施します**

**ア 過重労働相談受付集中期間**

令和7年11月1日（土）から11月7日（金）を「過重労働相談受付集中期間」とし、下記窓口にて、過重労働についての相談と労働基準関係法令違反が疑われる事業場の情報を積極的に受け付けます。

**(i) 最寄りの労働局・労働基準監督署**

開庁時間 平日 8:30～17:15

**(ii) 労働条件相談ほっとライン（委託事業）**

フリーダイヤル 0120（811）610

（フリーダイヤル はい！労働）

受付時間 平日 17:00～22:00

土日祝 9:00～21:00

**イ 特別労働相談（過重労働解消相談ダイヤル）**

令和7年11月1日（土）、全国一斉の「過重労働解消相談ダイヤル」を下記のとおり開設し、電話にて労働基準監督官が相談に対応します。

日 時 令和7年11月1日（土）

9:00～17:00

フリーダイヤル 0120（794）713

（フリーダイヤル なくしましょう 長い残業）

**(5) 過重労働解消のためのセミナーを開催します**

企業における自主的な過重労働防止対策を推進することを目的として、令和7年10月～令和8年1月にかけて、オンライン又は会場開催により「過重労働解消のためのセミナー」（委託事業）を実施しています。

**(6) キャンペーンの趣旨などについて広く周知・啓発を実施します**

使用者等へのリーフレットの配布、広報誌、ホームページの活用により、キャンペーンの趣旨などについて広く国民に周知を図ります。

# 11月は「しわ寄せ」防止 キャンペーン月間です。



**STOP!**  
**しわ寄せ**



## その無理な発注の「しわ寄せ」で 取引先が途方に暮れていませんか?

大企業・委託事業者による長時間労働の削減等の取組が、取引先中小事業者に対する適正なコスト負担を伴わない短納期発注、急な仕様変更などの「しわ寄せ」を生じさせている場合があります。

### 大企業等と取引先中小事業者は共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署



<https://work-holiday.mhlw.go.jp/shiwayoseboushi/>

しわ寄せ防止特設サイト



しわ寄せ防止  
特設サイト

STOP!  
しな寄せ

# 大企業等と取引先中小事業者は 共存共栄!

適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更などはやめましょう!

厚生労働省が所管する「労働時間等設定改善法(平成4年法律第90号)」に基づき、事業主の皆様は、他の事業主との取引において、長時間労働につながる短納期発注や発注内容の頻繁な変更を行わないよう配慮する必要があります。長期間にわたる特に過重な労働は、過労死等を引き起こすおそれがあると言われており、取引先の労働者の健康障害防止のためにも必要です。

他の事業主との取引を行うに当たって、次のような取組が行われるよう、社内に周知・徹底を図りましょう。

- ① 週末発注・週初納入、終業後発注・翌朝納入等の短納期発注を抑制し、納期の適正化を図ること。
- ② 発注内容の頻繁な変更を抑制すること。
- ③ 発注の平準化、発注内容の明確化その他の発注方法の改善を図ること。

■労働時間等設定改善法については、都道府県労働局 雇用環境・均等部(室)にご相談ください。

経済産業省・中小企業庁が所管する「受託中小企業振興法(昭和45年法律第145号)」に基づく「振興基準」には、委託事業者と受託事業者の望ましい取引関係が定められています。

## ① 委託事業者も受託事業者も共に「働き方改革」に取り組みましょう!

- やむを得ず短納期発注や急な仕様変更などを行う場合には、残業代等の適正なコストは委託事業者が負担すること。
- 委託事業者は、受託事業者の「働き方改革」を阻害する不利益となるような取引や要請は行わないこと。

例えば… ●無理な短納期発注への納期遅れを理由とした受領拒否や減額

- 委託事業者自らの人手不足や長時間労働削減による検収体制不備に起因した受領拒否や支払遅延
- 過度に短納期となる時間指定配送、過剰な賞味期限対応や欠品対応に起因する短いリードタイム、適正なコスト負担を伴わない多頻度小口配送
- 納期や工期の過度な年度末集中

## ② 発注内容は明確にしましょう!

- 委託事業者は、継続的な取引を行う受託事業者に対して、安定的な生産が行えるよう長期発注計画を提示し、発注の安定化に努めること。
- 発注内容を変更するときは、不当なやり直しが生じないように十分に配慮すること。

## ③ 原材料費・エネルギーコストの適切な増加分の全額転嫁を目標としましょう!

労務費、原材料費、エネルギー価格等のコストが増加した場合には、委託事業者は、予め定めた価格改定タイミングはもちろんのこと、その期中においても、価格変更を柔軟に行うものとする。  
特に原材料費やエネルギーコストの高騰があった場合には、適切なコスト増加分の全額転嫁を目指すものとする。

■中小企業の取引上の悩み相談は、下請かけこみ寺 ☎ 0120-418-618 にご相談ください。

(受付時間) 9:00 ~ 12:00 / 13:00 ~ 17:00 (土日・祝日・年末年始を除く) 携帯電話からもご利用いただけます。

お近くの「下請かけこみ寺」につながります。

**11月は「過労死等防止啓発月間」です。**  
**同月間に「過重労働解消キャンペーン」も実施します。**

11月1日(土)には「過重労働解消相談ダイヤル」を設置し、都道府県労働局の担当官による特別労働相談を実施します。

過重労働解消相談ダイヤル 令和7年11月1日(土) 9:00~17:00 ☎ 0120-794-713

※11月1日以外でも、各労働基準監督署、労働条件相談ホットライン(☎ 0120-811-610)で相談できます。



過重労働解消  
キャンペーン

インターバル制度や  
IT活用など、明日から使える  
事例や法令を学べる！



# 過重労働

## 解消のためのセミナー

参加費  
無料

### セミナー概要

過重労働防止に関連する基本ルールや裁判例の解説、企業の事例紹介など、「**実践的に使える知識**」を提供します。

- ★法令、ガイドライン等のポイント解説
  - ★過重労働に関する脳・心臓疾患、精神疾患にかかる裁判例
  - ★過重労働解消に関する企業の取り組み事例 など
- セミナー終了後に、講師が質問に応じます！

- ・47都道府県開催
- ・1回120～150分(休憩10分)

### 会場情報

2025年  
10月21日(火) 14:00～

会場：  
**和歌山県商工会議所**  
和歌山県和歌山市西汀丁36

※各会場でのセミナー会議室は、  
入り口にてご案内板をご確認下さい。

IT等を利用した業務効率化のセミナー(オンライン)等も実施しています。

詳細・お申込みはホームページから  
<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索

携帯電話・スマホからでも ➡



令和7年度厚生労働省委託「就業環境整備・改善支援事業」  
運営事務局 株式会社広済堂ネクスト  
〒105-0023 東京都港区芝浦1-2-3 シーバンスS館13F  
TEL 050-8894-5990 受付時間 平日9:00～17:00  
(土日・祝日およびお盆休み(8月9日～17日)を除く)  
令和8年1月末日まで電話受付



ひと、くらし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## セミナー参加のお手続きはこちらから

セミナーの詳細及びお申込みはホームページからご確認ください。

<https://shuugyou-seminar.mhlw.go.jp/kajyu-kaishou/>

過重労働解消のためのセミナー

検索



### オンラインセミナーについて

#### ◆ 過重労働解消のためのセミナー

『過重労働解消のためのセミナー』はオンラインでも開催させていただきます。

オンラインセミナーでは、過重労働防止に関連する基本ルールのほか、各講師の専門分野から重点テーマを設定し、5テーマに分けて開催します。

- ★過労死等労災認定基準から見た過重労働の防止(副業・兼業、テレワークの留意点を含む)
- ★過重労働とパワハラ防止(年次有給休暇、各種ハラスメントを含む)
- ★過重労働とメンタルヘルス(過労死等防止対策大綱、ストレスチェックを含む)
- ★過重労働と健康障害防止(下請等中小事業者へのしわ寄せ防止を含む)
- ★過労死等に係る損害賠償請求事例と上積み補償(フリーランスと過重労働、定額残業代制度を含む)

#### ◆ 業務効率化セミナー

過重労働解消のためには業務効率化による労働時間の削減の取組が必要です。

本セミナーでは業務改善のステップとして、業務の洗い出し及び業務量の可視化、改善に向けた問題点の明確化及び改善手法の検討、ITツール導入による業務効率化の検討について具体的な事例を交えながら説明いたします。

### お申込みから参加について

#### お申し込み方法

日程一覧より、参加したいセミナーの情報の横にある申込ボタンからお申込みください。現地セミナーの場合は、関東や近畿などのエリアごとに日程情報が表示されますので、地域を選択のうえ、ご確認ください。

【お申込みに必要な情報】

・担当者氏名    ・メールアドレス    ・参加人数    ・事業場全体労働者数

#### 参加方法(リアルセミナー)

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛に会場名等が記載されたメールが届きますので、ご確認ください。セミナーで使用するテキスト等は会場にてお配りします。

#### 参加方法(オンラインセミナー)

お申込み完了後、お申込みの際に登録したアドレス宛にオンライン参加のためのURLが記載されたメールが届きます。

※Zoomでの開催となりますので、事前にZoomのインストールおよびアカウントの準備をお願いします。

# しごとにより、 いのち。

働くことは、生きること。仕事は、たいせつ。

でも、働き過ぎて心や体の健康を損なうことは、絶対にあってはならないこと。

どんなに時代や働き方が変化したとしても、それはあたりまえのこと。

あなたの職場環境のこと、みんなで一緒に考え直してみませんか。

過労死をゼロにし、健康で充実して  
働き続けることのできる社会へ

**STOP!**  
**過労死**

毎年11月は「過労死等防止啓発月間」です。

11月を中心に、全国47都道府県、  
48か所で開催しています。

参加無料

過労死等防止対策推進シンポジウム ▶ 0570-026-027

専用ナビダイヤル  
(月～金 9:00～17:30)



「過重労働解消キャンペーン」を実施します。/ 令和7年11月1日(土)に全国一斉の  
過重労働解消相談ダイヤル ▶ 0120-794-713

相談無料



人事院 内閣官房内閣人事局 総務省 文部科学省  
厚生労働省ホームページ ▶ <https://www.mhlw.go.jp>

詳しい情報や相談窓口はこちら

厚労省 過労死防止

検索